

4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情

受理年月日 令和4年2月16日

陳情者 東大和市蔵敷3-691-2 芝中住宅口2-501  
鳥谷 靖

付託する委員会 総務委員会

#### 陳情趣旨

東大和市業務分析等支援業務業務報告書に基づき検討した業務改革のうち令和4年度から実施を計画している99の事業の縮小・廃止作業を撤回し、まず市民に丁寧に説明し市民の納得を得る作業を行ってください。

#### 陳情理由

- 1 東大和市は、99の事業の縮小・廃止を2022年度4月から実施すべく準備を進めていますが、市民への説明は令和3年12月に2回行われただけです。
- 2 縮小・廃止の対象となっている事務事業は、多くの市民の日常生活に関わる内容が含まれており、全市民への丁寧な説明が必要です。
- 3 対象とされている事務事業例えば狭山保育園の運営廃止（56, 562千円令和9年度）には、関係住民の多くが市の説明に納得できず、市議会に数次にわたり陳情書を提出しています。さらに、各児童館の運営事業を全て突然縮小（15, 240千円令和4年度）すること及び市民が楽しみにしている敬老金支給事業や高齢者の日常生活支援事業を縮小することは、子育てしやすいまちやシニアが活躍しやすいまちを目指すという市長の公約に反します。利用者の声をまず聴くべきです。
- 4 今回の事務事業の廃止・縮小は市政の主人公である市民の声をほとんど無視して進められようとしており、市民が主人公の市政運営と真逆のやり方であります。加えて、住民の福祉向上を目的とする地方自治の本旨からも遠く逸脱しており、憲法13条に定める市民の幸福追求権を著しく侵害するものです。

以上から、99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求めるものです。